

宮崎県自転車活用推進計画(素案)の概要

資料 2



1. 総論

(1) 計画の趣旨

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題、地域特性や地域資源を生かした目標や施策の方向性を示すもの

(2) 計画期間

長期的な視点にたち
2028年度まで

(3) 計画の位置づけ

自転車活用推進法第10条に基づいて定めるものであり、国の自転車活用推進計画を勘案しつつ、宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン等と整合を図った宮崎県の自転車活用を推進する施策に関する最上位計画として位置付け

2. 自転車を取り巻く現状と課題

- (1) 人口動向
- (2) 地理的特性及び自然環境
- (3) 自転車の利用状況

3. 自転車活用推進計画の施策体系

目指すべき姿：誰もが安全・快適に自転車を活用することができる「自転車パラダイスみやざき！」の実現

目標1 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化

施策 1 地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進

施策 2 スポーツキャンプ・合宿の誘致

【指 標】モデルルートにおける自転車通行空間の整備を推進
0km(2018年) → 120km(2028年)

県内におけるモデルルートの設定
10コース(2018年) → 20コース(2028年)

【主な取組】県内における先進的なサイクリング環境の創出を目指すモデルルートの設定と整備等の促進
交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実

目標2 自転車を利用しやすい都市環境の形成

施策 3 自転車通行空間の計画的な整備推進

施策 4 路外駐車場の整備及び違法駐車取締りの推進による
自転車通行空間の確保

施策 5 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

【指 標】自転車活用推進計画を策定した市町村数
0(2018年) → 26(2028年)

【主な取組】自転車通行空間の整備推進
違法駐車違反取締りの積極的な推進

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策 6 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・
取締りの重点的な実施

施策 7 学校における交通安全教室の開催等の推進

施策 8 高い安全性を備えた自転車の普及促進

施策 9 災害時における自転車の活用の検討

【指 標】人身事故のうち、自転車関連事故の割合
10.5%(2018年) → 5%(2028年)

【主な取組】自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検実施

目標4 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

施策10 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

施策11 サイクルスポーツの推進

施策12 自転車通勤の促進

【指 標】週に1回以上運動している人の割合を増やす(抜粋)
20～64歳男性 50.4%(2016年)→66%(2023年)
女性 48.6%(2016年)→61%(2023年)

【主な取組】「SALKO」を活用した健康長寿社会のための支援
アスリート育成に向けたサイクルスポーツの推進

4. 計画の推進方策

(1) 計画の推進体制

県内の市町村、県の関係部署、関係団体と連携して施策を推進

(2) 計画のフォローアップと見直し

計画の進捗状況に関するフォローアップを実施
計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、計画の見直しを行う